

令和 7 年度八代平野農業水利事業

現場発生材（鉄くず）売扱

仕 様 書

九州農政局八代平野農業水利事業所

第1章 総則

この仕様書は、八代平野農業水利事業により不用となった鉄くず（以下、「物品」という。）の売扱に伴う仕様を示したもので、売買及び引渡しにあたっては、売買契約書によるほか、この仕様書によるものとする。

なお、売扱者には売扱者が指定する担当職員、また買受者には買受者が指定する使用人を含むものとする。

第2章 売却内容

1. 品目及び重量

仕様書別紙1「数量表」のとおり

注）数量表の重量は実測重量であるが、ローラーゲート扉体及びスクリーンについては、一部鑄を含む重さである。

また、さび等による損耗が見込まれるため買受者は十分に現物確認を行った上で入札すること。ただし、現物確認を入札条件とするものではない。

2. 入札方法

入札者は、売扱物品の本体価格から運搬・分別等に要する一切の諸経費を差し引いた金額を見積るものとする。

また、入札者は見積りにあたって物品の状態等を令和8年1月26日から2月16日までの行政機関の休日を除く日の午前9時から午後5時の間に下記4. 引渡場所において売扱者が指定する担当職員の立ち会いの下確認することができる。

なお、現物確認を行う際は、行政機関の休日を除く立会希望日の前日までに以下の事業所担当係まで連絡するものとする。

〒866-0896 熊本県八代市日置町171-1

九州農政局八代平野農業水利事業所 庶務課 経理係

電話0965-62-8510

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

3. 引渡期限

売買契約書第3条の売買代金納入の日から令和8年3月30日まで

4. 引渡場所

熊本県八代市内とし、詳細な場所は参加申請者へ連絡するものとする。

5. 所有権の移転

物品の所有権は、買受者が売買契約書第4条第3項の引き渡しが完了したときに売扱者から買受者に移転するものとする。

第3章 搬出作業

1. 諸法規の遵守

諸法規を遵守し、作業の円滑な進捗を図ること。

2. 搬出費用の負担
搬出等に伴う責任と費用は、一切買受者の負担とする。

3. 公共物等への損傷
買受者自ら公共物等を損傷させた場合には、買受者の責で措置をすること。

第4章 物品の引渡し

1. 遵守事項
買受者が物品を引き取る時は、売買契約書第3条に定める事項を遵守すること。
2. その際に提出する「物品受領書」は仕様書別紙2のとおりとする。

第5章 その他

1. 疑義の取り扱い
この仕様書に定めなき事項については、売払者と買受者は信義をもって協議すること。

別紙 1

令和 7 年度八代平野農業水利事業 現場発生材（鉄くず）売扱

【数量表】

品名	規格等	主要材質	数量	単位	重量 (kg)	備考
鉄くず	ローラーゲート 扇体	鉄製	1	式	57,800	
	ローラーゲート 開閉装置	鉄製	1	式	12,200	
	ポール灯	鉄製	1	式	600	
	スクリーン	鉄製	1	式	500	
	電線管類	鉄製	1	式	200	
	戸当り	鉄製	1	式	800	
	水中ポンプ	鉄製	1	式	80	
	ケーブル	鉄製	1	式	124	
	水中ポンプ制御盤	鉄製	1	式	140	
	収集運搬費等					
				合計	72,444	

【保管場所】

熊本県八代市内

別紙2

物 品 受 領 書

令和 年 月 日

分任契約担当官

九州農政局八代平野農業水利事業所長

細川 直樹 殿

住 所

会社名等

氏 名

件 名 令和7年度八代平野農業水利事業 現場発生材（鉄くず）売扱

令和 年 月 日 契約締結した上記売買契約について、下記のとおり受領しましたので、
売買契約書第4条第3項に基づき物品受領書を提出します。

記

1. 受領年月日 令和 年 月 日

2. 受領物品内訳 別紙内訳書のとおり